

○居住支援協議会による民間賃貸住宅への入居促進

【取組概要等】

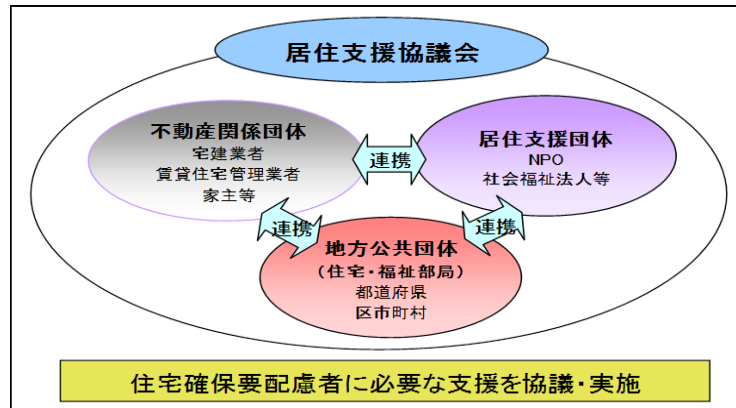
- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を行い、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助などによる活動支援を実施

◇ 都内居住支援協議会 設立状況（平成29年11月末時点）

⇒7区4市で設立済み

江東区 [H23.9]、豊島区 [H24.7]、板橋区 [H25.7]、調布市 [H27.12]、千代田区 [H28.7]、杉並区 [H28.11]、八王子市 [H28.2]、世田谷区 [H29.3]、日野市 [H29.3]、多摩市 [H29.5]、文京区 [H29.7]

※設立順



【今後の取組】

- ◆ 引き続き、セミナーの開催やパンフレットの作成・配布などにより普及啓発活動を行うとともに、活動費用の補助などを通じ区市町村協議会の設立を促進

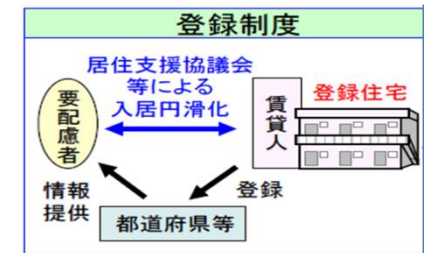
○民間住宅の空き家等を活用した高齢者等の居住の安定確保に向けた取組

【取組概要等】

- 空き家等の既存ストックについて、区市町村を通じたバリアフリー化や断熱化などの改修費補助により、高齢者等の住宅確保要配慮者向け住宅としての活用を促進するため、H27年度より、補助制度を開始
それを受け、H28年度に2自治体で空き家を住宅確保要配慮者向け住宅として活用する際の補助制度を開始
H29年度に1自治体で2件の補助申請があり、空き家を改修し住宅確保要配慮者向け住宅を整備している。
- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、本年10月に空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度（※）を開始

※登録制度の概要

賃貸人が住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、被災者等）の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県・政令市・中核市に登録し、都道府県等は登録住宅の情報を開示



【今後の取組】

- ◆ 登録住宅制度の普及啓発を図るため、引き続き区市町村や不動産関係団体等を通じ、高齢者等の住宅確保要配慮者や貸主に向けた広報活動を実施
- ◆ 空き家等を活用した高齢者等の居住の安定確保に向け、国の新たな住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者向け住宅の登録を促進